

8 吹児こ第321号
令和8年6月10日
(2026年)

障害児通所支援事業所 代表者 様

吹田市児童部こども発達支援センター長

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業補助金に係る事前協議について（照会）

平素は、本市障がい児施策の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
上記補助金に係る所要額を把握するため必要がありますので、補助金の交付を希望する事業者は、添付の資料を御確認の上、事前協議を申し出てください。
意向がない場合、御連絡等は不要です。

1 補助対象事業

業務の効率化及び職員の業務負担の軽減を推進するため、障害児通所支援事業所にICT機器を導入する事業

※ 詳細は、『吹田市地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業補助金交付要領』のとおり

2 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は100万円のいずれか少ない額に補助率（4分の3）（国・1/2、吹田市・1/4）を乗じて得た額

※ 4分の1が事業者負担になります。

3 提出書類

- (1) 事前協議申出書（様式第1号）
- (2) 複数の業者から徴した見積書の写し（PDFファイル）

4 提出期限

令和8年7月31日（金）

※ 提出期限までに見積書を準備することができない場合であっても、補助金の交付を希望するときは、可能な範囲で上記2の(2)の書類を作成し、事前協議の申出を行

ってください。

5 提出方法

電子メール 提出先メールアドレス：ryoikuc@city.suita.osaka.jp

6 留意事項

- (1) 補助金の交付の対象となる障害児通所支援事業所は、吹田市の指定を受け、吹田市内で児童発達支援又は放課後等デイサービスのいずれかのサービスを提供している事業所です。
- (2) 補助の対象となるICT機器や補助要件等の詳細については、別添資料を必ず御確認ください。対象となるかどうか不明なもの等については、事前に御相談ください。
- (3) 導入に当たっては、吹田市が実施する研修会への参加が必要となります。研修は、書面開催となりますので、別添の研修資料をよく読んでください。
- (4) 予算の範囲内の補助金の交付になりますので、事前協議の申出者が多数の場合、補助金の交付を受けられないことがあります。
- (5) 令和8年4月1日以後に実施し、今年度中に完了するICT機器の導入等が補助金の交付の対象となります。

<問合せ先>

〒564-0082 吹田市片山町 2-11-40

吹田市立こども発達支援センター

担当 藤田・石井

TEL 06-6339-6105

FAX 06-6387-5734

E-MAIL ryoikuc@city.suita.osaka.jp